

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 9 月 9 日
議案名	議案第 40 号 諏訪市児童遊園条例の一部改正について
内容	議案第 40 号「諏訪市児童遊園条例の一部改正について」は、 南大熊観音堂前児童遊園につきまして、共同管理を行う地元区より廃止を希望する申し出があり、利用頻度の減少や遊具の老朽化に加え、代替する児童遊園が近隣にあることや借地所有者の同意を得ていることなどの現状を鑑み、廃止することとしたため、本条例の一部 が改正されるもの。
主な質疑	問 借地料はいくらだったのか。 答 借地料は発生していない。 問 市内には今案件以外に児童遊園が 88 か所あるとのことだが、ほかに撤去等の必要がある箇所はあるのか。 答 他の区からも何件か相談を受けているため、場合によっては廃止の可能性もある。 問 公園の管理は区の責任において行うのか。 答 区と諏訪市が共同で管理している。
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 9 月 9 日
議案名	議案第 41 号 諏訪市総合福祉センター条例の一部改正について及び 議案第 42 号 諏訪市障がい者福祉作業所条例の一部改正について
内容	議案第 41 号「諏訪市総合福祉センター条例の一部改正について 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正により、同法を引用している条項の項ずれに伴う改正が行われるもの。 議案第 42 号諏訪市障がい者福祉作業所条例の一部改正について 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正により、新たな障害福祉サービスとして「就労選択支援」が創設されることを受け、福祉作業所さざ波の家において、新たに「就労選択支援」のサービスを開始するとともに、これまで規定していた「生活介護」のサービスを廃止するなど、所要の改正が行われるもの。
主な質疑	いずれも無し
討論	いずれも無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 7 年 9 月 9 日
議案名	議案第 49 号 令和 7 年度諏訪市一般会計補正予算(第 3 号)
内容	民生費には、補正額 170 万 7,000 円で、児童福祉費にひとり親家庭の就業支援として支給している高等職業訓練促進費の追加分が計上された。 続いて、衛生費には、補正額 17 万 2,000 円で、保健衛生費に諏訪中央病院組合が運営する介護老人保健施設やすらぎの丘の老朽化に伴う躯体等調査に要する諏訪市分の負担金が計上された。 続いて、教育費には、補正額 1 億 8,773 万 1,000 円で、教育総務費に、目、学校建設費 を新設し、南部地区小中一貫教育学校建設基本構想に基づく、学校建設に向けた用地購入費が計上された。 また、社会教育費には、新しい健康教育事業に要する経費が計上された。 これは、蓼科保養学園の魅力や運営を通じて蓄積した経験等を継承しながら、現代的な健康課題に着目し、児童の健全な心身の発達及び生きる力の基礎の育成を図る新たな取組として実施されるもの。 また、保健体育費には、令和 10 年度開催の国民スポーツ大会 において、セーリング競技の会場となる諏訪湖ヨットハーバーの管理棟やスロープなどの建設に必要な設計等委託料を計上するとともに、諏訪市、岡谷市、下諏訪町の共同開催となるトライアスロン競技の事務局の設置に要する諏訪市分の負担金が計上された。
主な質疑	問 やすらぎの丘とふれあいの里の諏訪市が負担する部分は。 答 ふれあいの里は全て茅野市が負担するため、諏訪市が負担する部分はやすらぎの丘の躯体(くたい)調査に係る部分のみである。 問 ひとり親家庭等の就業支援の対象者は、学校に通っているのか、またその期間は。 答 高等職業訓練校には通わず、WEB 等で受講する方もいる。資格によって学校に通う期間は変わる。 問 対象者の要件は。 答 独り親家庭の母又は父で、現に児童を養育しており、児童扶養手当の支

	給を受けているか、もしくは同等の所得水準にある者。 問 ひとり親家庭等就業支援事業について、資格等を取得するための費用なのか。 答 資格取得の費用を支援するというよりも、資格取得のために通学している間、十分に働くことが難しい状況にある方々の生活を支援することを目的としている。 問 トライアスロンの競技の事務局の負担金の割合は。 答 経費の負担割合として、3市町で取り交わした合意書に基づき、均等割 20%、人口割 80%で金額の算出をしている。 問 今後も運営に係る費用が発生すると思うが、来年度以降も負担金は発生する予定なのか。 答 来年度の負担金としては複合機、その他消耗品、電気料等について予算計上をし、下諏訪体育館内に実行委員会が立ち上がるため、そこへ負担金として支払う。 問 新しい健康教育事業の募集の期間は。 答 今年の 12 月から募集を始め、1 月に参加児童の決定をしたいと考えている。 問 健康教育事業参加児童の 40 名の選定基準は。 答 学校からの意見、嘱託医の先生から健康面の意見を聞きながらの選考を考えている。 問 来年度以降も継続して行う予定なのか。 答 持続可能な事業として進めていきたいと考えている中、第 1 回目となるため打合せ等を慎重に行っていきたい。 問 新しい健康教育とは具体的に何か。 答 教育と福祉と健康が連携したものと捉えている。現代的な課題として、身体だけでなく、心も含めた心身の発達を図るもの。
討論	無し
審査結果	全会一致可決